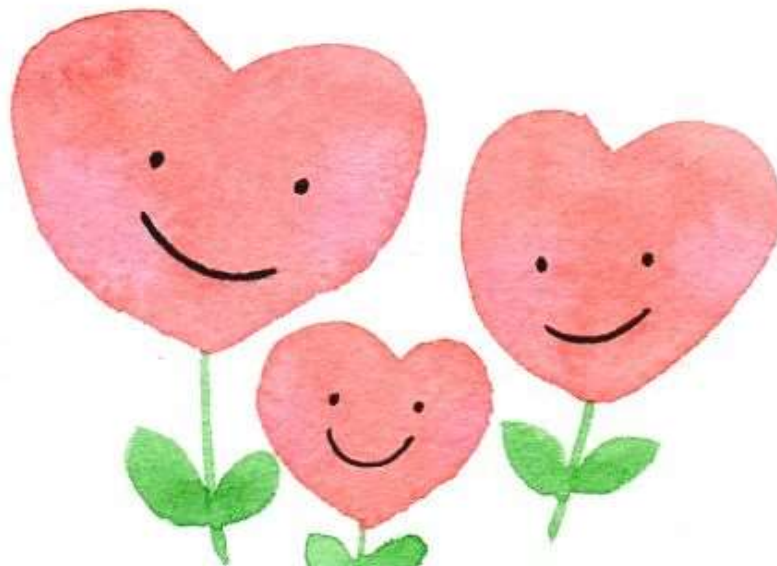


# 障害者差別のない「おおつ」を目指して 2016



日時：2016年12月16日（金）10時00分～15時00分

場所：明日都浜大津 ホール

主催 大津市

大津市障害者自立支援協議会

障害者差別のない「おおつ」をめざす会

# 次第

10:00 開会のあいさつ

10:10 寸劇

「障害者差別って何だろう？」

10:40 講演

「障害者権利条約採択から10年たった今～世界・日本・各地そして大津～」

石野富志三郎氏（大津市ろうあ福祉協会会長・差別解消部会部会長）

12:00 昼休憩

13:00 当事者からのメッセージ

13:30 シンポジウム

「誰もが安心して暮らしやすい『おおつ』とは？」

石野富志三郎氏（大津市ろうあ福祉協会会長・差別解消部会部会長）

久保厚子氏（全国手をつなぐ育成会）

藤木充氏（しが夢翔会常務理事・自立支援協議会会長）

14:50 閉会のあいさつ

質問用紙への記入が苦手な方などは、スタッフにお声かけください。

## 主催団体ご挨拶

大津市障害者自立支援協議会 差別解消部会  
部会長 石野富志三郎

### 「対話」の力を信じて

今年4月に障害者差別解消法が施行され「合理的配慮」という言葉を多く見聞きするようになったと感じています。喜ばしいことであると同時に、これまで「福祉」として対応してきたものを、生活のあらゆる分野で「合理的配慮」に対応することに一部混乱も生じているように感じます。皆さんの地域ではどうでしょうか。

しかし、この混乱を悲観的に受け止めるのではなく、これからの「社会の基礎的環境をよりよく整備する」のために必要なステップであると前向きにとらえていきたいと思っています。

市民同士のつながりにおいて、「障害をもつ市民がいる」ことが認識されることで、緊急災害時など、もともと地域生活の非常事態にあっても、障害者が取り残されず、命の危険に脅かされることが少しでも減るよう、その効果を期待しています。

今後も皆さんと共に、大津市の障害者差別禁止条例をめざして取り組んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

障害者差別のない「おおつ」を目指す会  
代表 中川佑希

### 誰もが認め合える社会を目指して！

今年の4月に障害者差別解消法が施行され各地で条例が作られています。

目指す会では障害種別にとらわれずに意見交換をしながら、「合理的配慮」についても取り組んでいます。改めて関わりを通して「差別」について考える機会になっていると思っています。まだまだ「これは差別なのだろうか？」言いたいけれど、言えない。そういった現状が多くあると思います。だからこそ差別を受けたときに相談・調整・解決ができる窓口の設置など、一つ一つ実現をしていき地域で当たり前に生きる一人の市民として誰もが安心して暮らせる大津にしていきたいです。

今後とも皆さん障害者差別のないおおつを目指して取り組んでいきたくと思っています。

宜しくお願いします。

講演

**「障害者権利条約採択から 10 年たった今  
～世界・日本・各地そして大津～」**

石野富志三郎氏

(大津市ろうあ福祉協会 会長・差別解消部会部会 部会長)

## 当事者アピール

- ・今回参加されている障害当事者の方から、障害者差別や合理的配慮に関して日々の暮らしの中で感じることや誰もが安心して暮らせる大津を目指すために思うことを制限時間 5 分以内でアピールしてもらいます。
- ・アピールを事前に予定している方もいますが、当日の飛び込みでのアピールも大歓迎です。

## シンポジウム

### 「誰もが安心して暮らしやすい『おおつ』とは？」

#### ・シンポジスト

石野富志三郎 氏

(大津市ろうあ福祉協会 会長・大津市自立支援協議会差別解消部会 部会長)

久保厚子 氏

(全国手をつなぐ育成会 会長)

藤木充 氏

(しが夢翔会常務理事・大津市自立支援協議会 会長)

## 大津における障害者差別解消に向けた昨年度から今までの取り組み

### 1. そもそも障害者差別解消法とは？

2013年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)」は2016年4月1日の一部を除き施行されました。この法律は障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を目的とし、障害者の権利の実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」の署名にあたっての国内法の整備の一環として行われたものです。特徴は以下の4点です。

- ・不利益取扱いと合理的配慮の不提供を差別と規定
- ・合理的配慮の不提供については民間事業者においては努力義務
- ・新たな相談窓口を設けるのではなく、既存の窓口で対応する(役所の相談窓口)
- ・法が禁止するのは役所、会社、店舗などであり、個人を罰するものではない

また、障害者差別禁止に向けた動きとしては、法律の制定前から平成18年千葉県における「障害のある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定から14の都道府県・市において条例づくりが進められています。近隣府県においては2015年4月1日に京都府において「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、障害者差別をなくすための取り組みが法律によってのみではなく、当事者・支援者・市民とともにどのように取り組んでいくのかを検討されています。

滋賀県においても「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり」として条例作りに向けた動きが見られています。

### 2. 差別解消に関する自立支援協議会としての取り組みの経過

2013年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)」は2016年4月1日の一部を除き施行されました。

滋賀県においても「誰もが暮らしやすい福祉しがづくり」として条例作りに向けた動きが少し見られていますが、大津市においては条例づくり・障害者差別解消法の施行に向けた具体的な取り組みが十分には議論、取り組みがなされているとはいえません。

大津市障害者自立支援協議会ではおおつ「障害者の生活と労働」協議会と共催で「障害者差別のない「おおつ」を目指して」実行委員会を昨年度立ち上げました。

実行委員会は大津市障害者自立支援協議会とおおつ「障害者の生活と労働」協議会が事務局となり、当事者(身体障害・知的障害・精神障害・発達障害)・家族(身体障害・知的障害)・弁護士・ソーシャルワーカー等が既存の枠組み、組織・団体にとらわれず有志が集まり、差別解消に向けて議論を重ねました。

また、実行委員会では障害者差別解消法についての基礎的な知識を得るために、京都府の条例づくりに関わられた方々をお招きし、条例づくりの経過、現状と課題をお話いただくシンポジウムを昨年12月に開催しました。

### 3. 昨年度のシンポジウムに関して

#### ①「京都府障害のある人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の概要

- ・2012年3月に「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）」検討会議が設置され、当事者、家族、福祉、医療、教育、経済、労働、学識者、市町村などの幅広い委員38人で2013年10月まで13回の委員会、当事者団体が開催する14回の検討部会、計6回のタウンミーティングを開催されその最終まとめを踏まえて条例が作られました。
- ・「障害についての理解の促進」「不利益取扱いの禁止等」に加え「相談体制と助言、あっせんの仕組み」として身近な地域での相談体制を作り、調整委員会を設置されています  
また「協議会の設置」し継続した支援体制の検討がなされています。

#### ②シンポジウム当日の様子

- ・スタッフも含め150名を超える参加の元で開催することができました。
- ・民谷弁護士の講演から

障害者権利条約との関係などの解説を入れながら、この法律が整備される背景について丁寧にお話いただいた。また法律の概要についても各条文の持つ意味を詳しくお話いただいた。

京都府の条例については法律ではカバーできない部分をも含めるようなものとして策定してもらうような取り組みを進めていた。なかでも障害を持つ女性についての差別という点を取り上げていけた成果は大きいものがある。京都府の取り組みにおける課題としては、市民への周知が不十分であることが上げられており、更に他府県の条例に比べ権利条約の内容が十分に反映されていないものであるとし見直しに向けた議論が始まっているとの事。

特に、斡旋を担う「調整員会」、社会作りを担う「推進協議会」の実効性のある取り組みができるような枠組みが必要と指摘されていた。

- ・久保さん（全国手をつなぐ育成会連合会会長）の話題提供から

課題としては、以下の5点を挙げて、今後条例をつくる作業の中で話し合うきっかけにして欲しいとのことだった。

- ①民間に対して法的義務が課されていないこと
- ②個別（個人）の問題が対象となっていないこと
- ③本人からの意思表示がなければならないこと
- ④司法の部分が抜けており訴訟手続きの際の合理的配慮が記されていないこと
- ⑤紛争解決の相談窓口がないこと

- ・シンポジウムの内容

条例作りの検討会の中で様々な障害種別の委員と議論を進める中でお互いにわかっていないことがたくさんあることがわかり、「障害者同士でも理解できていない、これでは市民に理解得られない」のではない。法律、条令ができてはすぐに差別がなくなるわけではない。

それぞれのシンポジストから自身の差別体験などを語っていただき、その中から条例に盛り込んでもらいたい事項を抽出して言った経過などを話してもらえました。

京都の仕組みとしては、各地域に配置されている地域相談員に第一次的には相談してもらい、解決し

ないものを行政の窓口配置された広域相談員が対応、それでも解決しない場合に調整委員会が聞き取りし介入するというもの。条例施行後 70 件以上の相談が入っている。

条例を作ることで「箱」「ものさし」ができたといえる。この箱の中身を充実させていくことが重要とまとめてもらっていた。

### 3. 「障害者差別のない大津をめざす会」について

昨年度開催したシンポジウムの実行委員を募集するために「障害者差別のない『おおつ』をめざす会」は結成されました。自立支援協議会とは別に任意団体として当事者同士の差別解消に向けたネットワークの構築と差別解消に向けた取り組みの検討を行っています。

「めざす会」は障害当事団体及び障害当事者を中心した任意団体として『おおつ「障害者の生活と労働」協議会』が事務局という形で運営をしています。

「めざす会」は障害当事者同士の連帯と自由に話し合える雰囲気大切に、当事者間での差別の事例収集を行い、差別解消に向けた意見交換を重ねて、差別解消に向けて当事者からの提言や要望をあげていく予定にしています。

なお、開催は月 1 回ペースで予定しています。今までの参加メンバーは大津市内の障害当事者（肢体障害・視覚障害・知的障害・精神障害・発達障害）・家族・弁護士・ソーシャルワーカー等です。今後より多くの当事者の方に参加していただきたく随時メンバーを募集しています。

### 4. 「差別解消部会」について

「差別解消部会」は大津市障害者自立支援協議会の部会として、「めざす会」をはじめとする障害当事者からの提言や要望も踏まえて、大津の今後の差別を解消するための体制整備の具体的検討（障害者差別解消支援地域協議会の設置の枠組みの検討等）を行っています。

開催は2ヶ月に1回（奇数月の第2金曜日の午後1時半～午後15時半）で予定しています。部会長は大津市ろうあ福祉協会の石野富志三郎氏が就任しており、メンバーとしては大津市障害福祉課、大津市内の障害当事者団体、障害福祉に関係する相談支援機関、法テラスの弁護士等が参加しています。



2016年10月26日

大津市長

越 直美 様

障害者差別のない「おおつ」をめざす会

代表 中川 佑希

## 障害者差別のない街づくりをめざす要望書

秋晴れの候、貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、大津市における障害者福祉の向上に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

私ども『障害者差別のない「おおつ」をめざす会』は、当事者（肢体障害・聴覚障害・視覚障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病等）・当事者家族・弁護士・ソーシャルワーカー等の有志が集まり、それぞれの障害のある方々が感じておられる「差別」を出し合い、問題解決できるように取り組んでいる団体です。また、当会は大津市障害者自立支援協議会障害者差別解消部会や障害者福祉関係団体とも緊密に連携を取りながら活動を行っています。

さて、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が2016年4月に施行されました。大津市においても様々な障害者差別の事象が存在し、取り組むべき課題があるとめざす会の中で話し合われています。是非、大津市においても障害者差別の実態を把握し、その解消に向けた取り組みを社会全体で取り組んでいきたいと感じております。そこで、大津市行政とも協働しながら様々な取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、以下に付き要望いたします。

### 記

#### 1、 障害者差別の解消に関する条例を策定してください。

障害者差別解消法によって定められている義務の上乗せ、規制対象の拡大や紛争解決の仕組みを設ける（横だし）など、障害者差別解消法を補完し、さらに大津市の障害者施策の推進に帰することのできる条例を策定してください。

#### 2、 障害者差別解消支援地域協議会の設置してください。また、構成員の半数以上を障害当事者となるようにし、その構成員の会議への参加に際してコミュニケーションの保障やヘルプサービスの利用についての配慮をしてください。

国連の障害者権利条約のスローガンでもある「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」にもあるように、障害当事者の問題は障害当事者を中心に議論が進められるようにしてください。また、女性障害者の固有の問題も存在することもあり、構成員に女性の障害当事者が入るようにしてください。

3、 紛争解決の助言・斡旋や事例の集約を行うコーディネートの機能の窓口を設けてください。

障害者差別の解消に向けて実効性のある取り組みが行える仕組みとして、また事例を収集問題解決の経験を共有できる仕組みを作ってください。

4、 障害者差別解消に向けた予算を付けてください。

大津市にて実際に起こっている障害者差別の実態を把握するために、タウンミーティングの開催やアンケートを実施するなどにより、障害当事者の生の声を聞く場を設けてください。また、障害者差別の解消に向けて、社会全体で取り組めるように、市民対象のもののほか、事業者、福祉関係者等への啓発を行ってください。

5、 話し合いを行える場を設けてください。

上記の実現のために当会を含め、障害当事者等との話し合いを行う場を是非設けてください。

以上

障害者差別のない「おおつ」をめざす会 事務局  
特定非営利活動法人 おおつ「障害者の生活と労働」協議会  
大津市京町3丁目5番12号 森田ビル5階  
電話 077-522-5142 FAX 077-522-5103  
担当 川井・西川

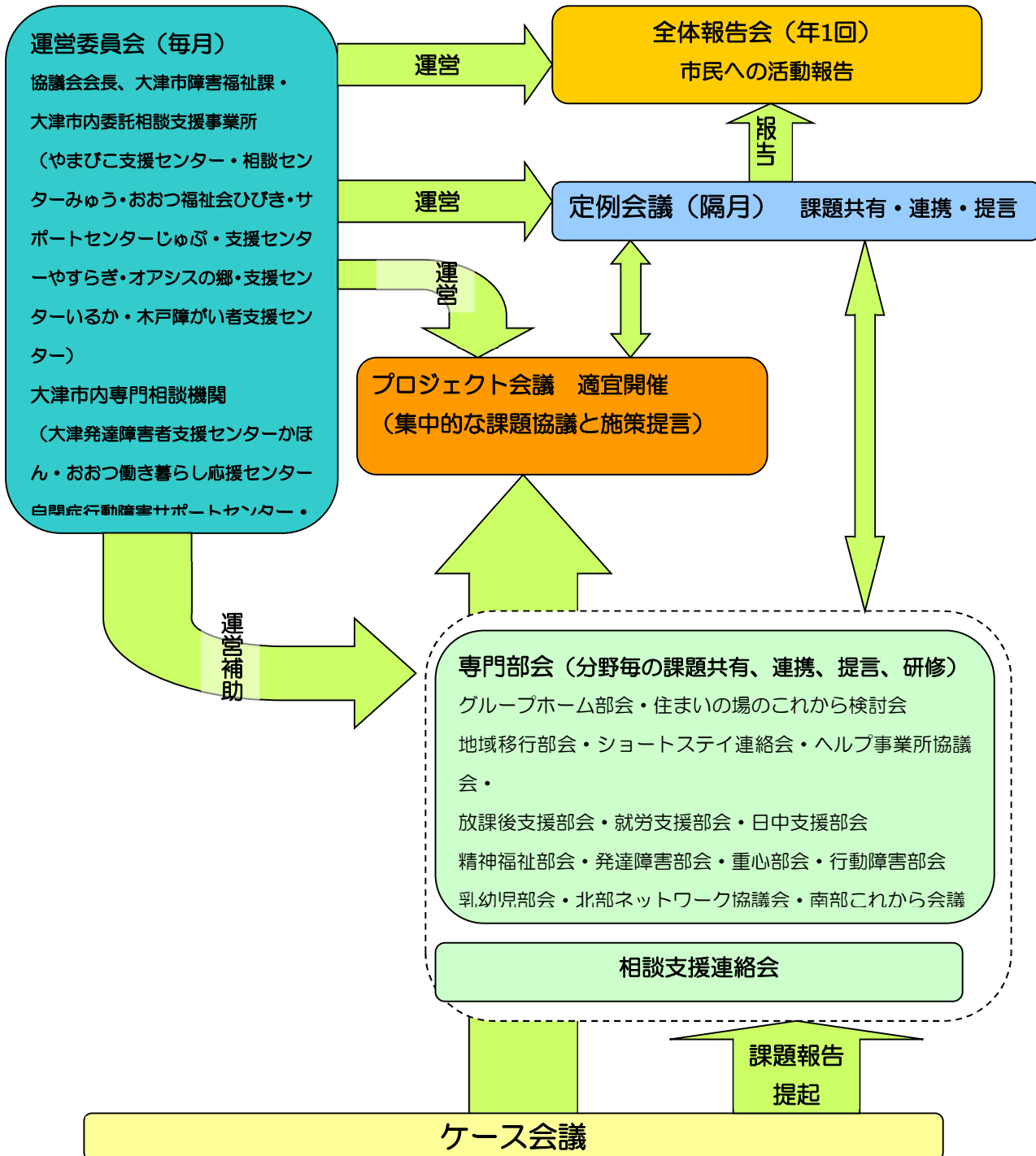
大津市障害者自立支援協議会とは・・・

《 あるサービスは調整する ・ ないサービスは作り上げる 》

障害児者の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援の中核的役割として設置されています。大津市においては、「大津市障害者サービス調整会議」をもとに平成 18 年 10 月からスタートしています。

大津市障害者自立支援協議会の目的

- ① 障害をもつ市民一人ひとりから集約されたさまざまな課題を共有すること
- ② 各施策が効果的に実施推進されるために関係機関をつなげること(連携)
- ③ 課題の解決に向けた新たな社会資源をつくること(創造)



## 大津市障害者自立支援協議会とは？

・大津市障害者自立支援協議会とは「あるサービスは調整する・ないサービスは作り上げる」をスローガンにしています。障害児者の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援の中核的役割として設置されています。大津市においては、「大津市障害者サービス調整会議」をもとに平成18年10月からスタートしています。

i 大津市障害者自立支援協議会の目的は以下の通りです。

- ① 障害をもつ市民一人ひとりから集約されたさまざまな課題を共有すること
- ② 各施策が効果的に実施推進されるために関係機関をつなげること（連携）
- ③ 課題の解決に向けた新たな社会資源をつくること（創造）

ii 大津市障害者自立支援協議会の事業内容は以下の通りです。

- ①障害当事者のニーズ、地域資源の充足などの問題点の把握のための相談支援活動の実施
- ②在宅福祉サービスにおける問題点の整理及び調査・研究
- ③地域課題の解決に向けた協議および施策提案

iii 大津市障害者自立支援協議会の構成

大津市内の障害当事者、また障害者支援に関係する全ての事業所・行政機関が構成機関であると位置づけています。協議会を円滑に運営するために、構成員（機関）の中から各当事者団体・事業・機関を代表する委員を選出しています。

iv 大津市障害者自立支援協議会は様々な会議を開催することで事業の運営を行っています。

### ①個別支援会議（随時開催）

地域の障害のある方一人ひとりが直面している生活課題を解決するために関係者が集まって開かれます。相談支援機関が調整役となり話し合われる内容に応じて、本人をはじめ様々な機関・事業所から参加者を招集します。

### ②相談支援連絡会（毎月1回開催）

相談支援機関が集まり、個別の相談支援では解決できない課題を集約し、検討を行います。相談支援者がより良い支援を行うための情報交換、スキルの向上を目指した学習会も行っています。

### ③支援部会（毎月あるいは2か月に1回開催）

支援内容ごとに関係事業所や行政機関が集まり課題を集約し、検討を行います。支援内容に応じて18の部会を設定しています。

・ヘルプについて協議する

大津ヘルプ協議会

・放課後等の支援について協議する

放課後等支援部会

・住まいの場について協議する	住まいの場検討会
・短期入所について協議する	ショートステイ部会
・日中活動について協議する	日中支援部会
・働くことについて協議する	就労支援部会
・精神福祉について協議する	精神福祉部会
・地域移行について協議する	地域移行部会
・発達障害について協議する	発達障害部会
・行動障害の方の支援について協議する	行動障害部会
・重症心身障害の方の支援について協議する	重心部会
・北部の支援体制について協議する	北部ネットワーク
・南部の支援体制について協議する	南部これから会議
・当事者間で協議をする	当事者部会
・乳幼児療育について協議する	乳幼児部会
・人材育成のための研修を企画する	人材育成部会
・権利擁護のあり方について協議する	権利擁護部会
・差別解消について協議する。	差別解消部会

#### ④定例会議（奇数月に開催）

相談支援連絡会、各支援部会で集約された地域の福祉・保健・医療等に関わる諸課題を、大津市の課題として全ての事業所・関係機関で共有する場です。

課題について意見交換を行い、再度、相談支援連絡会や支援部会での詳細な協議を助けます。

#### ⑤プロジェクト会議（随時開催）

各会議では詳細な協議を行いにくい課題や緊急性の高い課題の解決のために期間を定めて集中的に協議します。

#### ⑥全体報告会（年1回開催）

年に1回大津市内の障害福祉関係機関、周辺機関に声を掛けて集まっていただき、大津市障害者自立支援協議会の活動報告を行ないます。

#### v 課題解決の流れ

相談支援連絡会や各支援部会からあがってきた課題は、定例会議で報告し共有します。その後、定例会議での意見交換と、各部会等での詳細な協議を繰り返し、課題解決のための具体策を作成します。必要に応じてプロジェクト会議による協議、解決策の作成も行います。それらの具体策は定例会議で最終確認され、大津市障害者自立支援協議会からの取り組みとして既存の社会資源の連携強化を図り、新たな社会資源創造のために市や県行政施策への提案・提言につなげていきます。

## 「バクバクっ子・いのちの宣言」

<ひとつ>

わたしたちは、みんな、つながっているにんげんです。  
いっしょうけんめいに行っています。

<ふたつ>

いま、せかいは、いのちのじだいです。  
わたしたちには、そのいのちを、ひとりのにんげんとして、  
たいせつにすることが、もとめられています。

<みっつ>

どのいのちも、ころしても、ころされても、じぶんでしんでもいけません。  
とおとしにかたは、ありません。  
とおといきかたと、とおといのちがあるだけです。

<よっつ>

わたしのかわりも、あなたのかわりもありません。  
わたしたち、にんげんは、わたしのいのちを、せいっぱい、  
いききるだけです。

<いっつ>

わたしたちは、わたしたちのいのちをうばうことをゆるしません。  
わたしたちは、わたしたちをぬきに、わたしたちのことをきめないでとさけば、  
ゆうきとゆめ、きぼうをともだちに、にんげんのいのちのみらいにむかいます。

バクバクっ子 一同

(2010年7月31日 第20回バクバクの会総会・特別決議として承認。)

津久井やまゆり園の事件について  
(障害のあるみなさんへ)

7月26日に、神奈川県にある「津久井やまゆり園」という施設で、

障害のある人たち19人が殺される事件が起きました。

容疑者として逮捕されたのは、施設で働いていた男性でした。

亡くなった方々のご冥福をお祈りするとともに、そのご家族にはお悔やみ申し上げます。

また、けがをされた方々が一日でも早く回復されることを願っています。

容疑者は、自分で助けを呼べない人たちを次々におそい、傷つけ、命をうばいました。

とても残酷で、決して許せません。

亡くなった人たちのことを思うと、とても悲しく、悔しい思いです。

容疑者は「障害者はいなくなればいい」と話していたそうです。

みなさんの中には、そのことで不安を感じる人もたくさんいると思います。

そんなときは、身近な人に不安な気持ちを話しましょう。

みなさんの家族や友達、仕事の仲間、支援者は、きっと話を聞いてくれます。

そして、いつもと同じように毎日を過ごしましょう。

不安だからといって、生活のしかたを変える必要はありません。

障害のある人もない人も、私たちは一人ひとりが大切な存在です。

障害があるからといって誰かに傷つけられたりすることは、あってはなりません。

もし誰かが「障害者はいなくなればいい」なんて言っても、

私たち家族は全力でみなさんのことを守ります。

ですから、安心して、堂々と生きてください。

平成28年7月27日

全国手をつなぐ育成会連合会 会長 久保 厚子